

第5回京都市プール制検討委員会  
参考資料集

平成21年11月4日

京都市保健福祉局子育て支援部保育課



(参考データ)

## 民営保育園における産休明け保育実施状況及びアレルギー児対応について

## &lt;産休明け保育実施状況(平成21年5月)&gt;

受入年齢	箇所数	割合
産休明け	124	55.1%
3 箇月	23	10.2%
4 箇月	21	9.3%
5 箇月	14	6.2%
6 箇月	20	8.9%
7 箇月	1	0.4%
8 箇月	3	1.3%
1 0 箇月	2	0.9%
1 1 箇月	3	1.3%
1 歳	1	0.4%
1 歳 2 箇月	1	0.4%
1 歳 4 箇月	1	0.4%
1 歳 6 箇月	6	2.7%
1 歳 1 0 箇月	1	0.4%
2 歳	2	0.9%
3 歳	2	0.9%
合計	225	100.0%

## &lt;アレルギー児対応(平成20年度)&gt;

区分	箇所数	割合
除去食・代替食	174	80.6%
除去食のみ	27	12.5%
不明	15	6.9%
合計	216	100.0%

※夜間保育園 7 箇所，朱七第二保育所を除く



## 公営保育所における職員配置状況とプール制配置基準等との比較

### (1) 公営保育所における職員配置状況

(単位 人)

区 分	定数 (A)	通常保育等対応					非正規率 【通常保育等】 (B)/(A)	特別保育等対応			非正規率 【合計】 {(B)+(C)} /{(A)+(C)}
		正規職員	非正規職員(B)			(C)		アルバイト 〔一時保育等〕 (D)	嘱託職員 (E)		
			アルバイト	嘱託職員	欠員						
保育士	487.8	383.0	81.0	11.4	12.4	21.5%	36.5	13.0	23.5	27.0%	
調理員	69.8	56.0	11.0	3.2	△ 0.4	19.8%	4.6	0.2	4.4	24.7%	
合 計	557.6	439.0	92.0	14.6	12.0	21.3%	41.1	13.2	27.9	26.7%	

※平成21年3月現在

※所長及び作業員を除く。



(2) プール制配置基準等との比較

【算定例①】(公営保育所の一つをピックアップしたもの)

- 1 定員 60人  
2 児童数

(単位 人)

区分	定員内	定員外	合計
0歳児	5 ( 1)	1 ( 1)	6 ( 2)
1歳児	9 ( 8)	3 ( 3)	12 (11)
2歳児	8 ( 6)	1 ( 1)	9 ( 7)
3歳児	13 (11)	1 ( 0)	14 (11)
4歳児	11 ( 7)	1 ( 0)	12 ( 7)
5歳児	14 (10)	1 ( 0)	15 (10)
合計	60 (43)	8 ( 5)	68 (48)

※ ( ) 内は特例保育児童数  
※特例保育完全実施  
※平成21年3月現在

3 特別保育等

- (1) 延長保育 1時間延長, 対象児童数28人  
(2) 障害児統合保育 児童数6人 (0.6人分相当1人, 0.2人分相当5人)

【算定例①比較】

○公営保育所の例

区分	定数	欠員	配置職員数			
				通常保育等対応		特別保育対応 (短時間)
				正規職員	アルバイト	嘱託職員
保育士	14	0	14	12	2	(延長) 1.3
調理員	2	0	2	2	0	0
合計	16	0	16	14	2	1.3

※所長及び作業員を除く  
※延長保育に係る嘱託 通常1名 (6時間10分勤務) 一定の要件により4時間勤務1名加配

○民営保育園の例

区分	定数 (人)	区分	金額 (円)
保育士	9	プール制	運営改善費 3,444,000
調理員	2		端数換算相当額 156,240
フリー経費定数	1	プール制外	保育所運営費 (定員外人件費) 8,423,136
小計	12		定員弾力化対策費 920,880
障害児加配	1		延長保育 3,605,387
合計	13		障害児統合保育対策費 883,080
(職員数換算)	4.5		主任保育士専任化加算 3,761,760
(換算後合計)	17.5		事務職員雇上費加算 693,600
			合計 21,888,083

※施設長除く

※プール制人件費を4,912千円 (H20 プール制平均 (人件費ベース)) と仮定すると金額部分で  
21,888,083円 ÷ 4,912,000円 = 4.5人分 よって, 13人 + 4.5人 = 17.5人となる。

【算定例②】（公営保育所の一つをピックアップしたもの）

- 1 定員 90人  
2 児童数

（単位 人）

区分	定員内	定員外	合計
0歳児	5 ( 4)	3 ( 3)	8 ( 7)
1歳児	12 (11)	4 ( 3)	16 (14)
2歳児	16 (11)	2 ( 1)	18 (12)
3歳児	15 (15)	5 ( 5)	20 (20)
4歳児	23 (17)	1 ( 1)	24 (18)
5歳児	19 (16)	3 ( 1)	22 (17)
合計	90 (74)	18 (14)	108 (88)

※（ ）内は特例保育児童数  
※特例保育完全実施  
※平成21年3月現在

3 特別保育等

- (1) 延長保育 1時間延長, 対象児童数50人  
(2) 障害児統合保育 児童数4人 (1.3人分相当1人, 0.8人分相当1人, 0.6人分相当1人, 0.2人分相当1人)

【算定例②比較】

○公営保育所の例

区分	定数	欠員	配置職員数			
				通常保育等対応		特別保育対応 (短時間)
				正規職員	アルバイト	嘱託職員
保育士	22	0	22	18	4	(延長) 1.3
調理員	3	0	3	2	1	0
合計	25	0	25	20	5	1.3

※所長及び作業員を除く

※延長保育に係る嘱託 通常1名 (6時間10分勤務) 一定の要件により4時間勤務1名加配

○民営保育園の例

区分	定数 (人)	区分	金額 (円)
保育士	13	プール制	運営改善費 4,824,000
調理員	2		端数換算相当額 15,612
フリー経費定数	1	プール制外	保育所運営費 (定員外人件費) 16,158,288
小計	16		定員弾力化対策費 2,250,480
障害児加配	2		延長保育 4,402,187
合計	18		障害児統合保育対策費 1,363,080
(職員数換算)	6.9		主任保育士専任化加算 3,991,680
(換算後合計)	24.9		事務職員雇上費加算 738,720
			合計 33,744,047

※施設長除く

※プール制人件費を4,912千円 (H20 プール制平均 (人件費ベース)) と仮定すると金額部分で  
33,744,047円 ÷ 4,912,000円 = 6.9人分 よって, 18人 + 6.9人 = 24.9人となる。

【算定例③】（公営保育所の一つをピックアップしたもの）

- 1 定員 120人  
2 児童数

(単位 人)

区分	定員内	定員外	合計
0歳児	17 ( 6)	0 ( 0)	17 ( 6)
1歳児	10 ( 2)	0 ( 0)	10 ( 2)
2歳児	14 ( 4)	0 ( 0)	14 ( 4)
3歳児	25 ( 5)	0 ( 0)	25 ( 5)
4歳児	20 ( 9)	0 ( 0)	20 ( 9)
5歳児	17 ( 8)	0 ( 0)	17 ( 8)
合計	103 (34)	0 ( 0)	103 (34)

※ ( ) 内は特例保育児童数

※特例保育完全実施

※平成21年3月現在

3 特別保育等

- (1) 障害児統合保育 児童数5人 (1.0人分相当1人, 0.9人分相当1人, 0.4人分相当2人, 0.2人分相当1人)

【算定例③比較】

○公営保育所の例

区分	定数	欠員	配置職員数			
			通常保育等対応		特別保育対応 (短時間)	
			正規職員	アルバイト	嘱託職員	
保育士	20	0	20	14	6	0
調理員	3	0	3	2	1	0
小計	23	0	23	16	7	0

※所長及び作業員を除く

○民営保育園の例

区分	定数 (人)
保育士	14
調理員	3
フリー経費定数	2
小計	19
障害児加配	2
合計	21
(職員数換算)	(1.7)
(換算後合計)	(22.7)

区分	金額 (円)
運営改善費	3,684,000
端数換算相当額	1,906,272
障害児統合保育対策費	2,246,160
事務職員雇上費加算	519,120
合計	8,355,552

※施設長除く

※プール制人件費を4,912千円 (H20 プール制平均 (人件費ベース)) と仮定すると金額部分で  
8,355,552円 ÷ 4,912,000円 = 1.7人分 よって、21人 + 1.7人 = 22.7人となる。

## 公営保育所の算定例①

### 1 保育士数

#### (1) 基準数

区分	配置基準	児童数 (人)	定数 (人)
0 歳児	3:1	6	2.0
1 歳児	5:1	12	2.4
2 歳児	6:1	9	1.5
3 歳児	15:1	14	0.9
4 歳児	20:1	12	0.6
5 歳児	25:1	15	0.6
		68	8.0

5.9 (乳児分)

2.1 (幼児分)

※小数点第2位以下切り捨て

#### (2) 特例保育加算

$$5.9 \text{ 人} \times 2\text{h}/8\text{h} \times 20 \text{ 人 (特例保育対象児童数)} / 27 \text{ 人 (入所児童数)} = 1.0 \text{ 人}$$

$$2.1 \text{ 人} \times 2\text{h}/8\text{h} \times 28 \text{ 人 ( " )} / 41 \text{ 人 ( " )} = 0.3 \text{ 人}$$

計 1.3 人

※小数点第2位以下切り捨て

#### (3) 延長保育加配

$$8.0 \text{ 人} \times 1.5\text{h}/8\text{h} \times 28 \text{ 人 (延長保育対象者数)} / 68 \text{ 人 (入所児童数)} \times 1/2 = 0.3 \text{ 人}$$

※小数点第2位以下切り捨て

#### (4) 休暇加配

$$[8.0 \text{ 人 (基本)} + 1.3 \text{ 人 (特例)} + 0.3 \text{ 人 (延長)}] \times 0.082 = 0.7 \text{ 人}$$

※小数点第2位以下切り捨て

#### (5) 休憩加配

$$[8.0 \text{ 人 (基本)} + 1.3 \text{ 人 (特例)} + 0.3 \text{ 人 (延長)}] < 11 \text{ 人} \cdots 1.0 \text{ 人}$$

#### (6) 障害児加配

$$0.6 \text{ 人相当分} \times 1 \text{ 人} = 0.6 \text{ 人}$$

$$0.2 \text{ 人相当分} \times 5 \text{ 人} = 1.0 \text{ 人} \quad \text{計} \quad 1.6 \text{ 人}$$

#### (7) 主任保育士専任化加算 1.0 人

(1) ~ (7) の合計 … 13.9 人 → **保育士定数** 14 人

※四捨五入

## 2 調理員数

### (1) 基本配置

区分	児童数 (人)	定数 (人)
40 人まで 40:1	40	1.0
40 人を超える場合 55:1	28	0.5
計	68	1.5

※小数点第 2 位以下切り捨て

### (2) 0 歳児加配

- ・乳幼併設園 … 0.5 人
- ・0 歳児に対し 40:1 … 6 人/40=0.1 人 計 0.6 人

※小数点第 2 位以下切り捨て

### (3) 延長保育加配 … 0.1 人

### (4) 休暇加配

[1.5 人 (基本) + 0.6 人 (0 歳児) + 0.1 人 (延長)] × 0.082 = 0.1 人

※小数点第 2 位以下切り捨て

(1) ~ (4) の合計 … 2.3 人 → **調理員定数** 2 人

※四捨五入 ※上限 3 人

## プール制配置基準等の算定例①

### 1 保育士数

#### (1) 在籍年齢基準数

区 分	配置基準	児童数 (人)	定数 (人)
0 歳児	3:1	5	1.67
1 歳児	5:1	9	1.80
2 歳児	6:1	8	1.33
3 歳児	15:1	13	0.87
4 歳児	20:1	11	0.55
5 歳児	25:1	14	0.56
		60	6.78

※小数点第3位四捨五入

#### (2) 休憩保育士対策数 … 2人

#### (3) 特例保育対策基準数

区 分	配置基準	児童数 (人)	定数 (人)
0 歳児	3:1	1	0.33
1 歳児	5:1	8	1.60
2 歳児	6:1	6	1.00
3 歳児	15:1	11	0.73
4 歳児	20:1	7	0.35
5 歳児	25:1	10	0.40
		43	4.41

×0.3=1.32

※小数点第3位四捨五入

(1) ~ (3) の合計 = 10.1人

よって 保育士定数 9人 (保育士端数 …0.10)

フリー経費定数 1人 (フリー経費端数…0.00※端数換算なし)

### 2 調理員数

(1) 共通基準数 … 2人 (60人定員以上2人)

(2) 加配基準数 … 0人 (90人定員以下の場合0歳児6人以上で加配)

計 2人

### 3 運営改善費等金額換算相当部分

#### (1) 運営改善費

(ア) 労働条件改善費	…	2,124,000 円	(職員定数+フリー経費定数 10 人~14 人)
(イ) 運営条件改善費	…	600,000 円	(定員 60 人)
(ウ) 給食業務改善費	…	720,000 円	(0 歳児在園, 調理加配なし)
計		3,444,000 円	

#### (2) 端数換算相当額

0.10 (保育士端数) × 130,200 円 × 12 月 = 156,240 円

(1), (2) の合計 = 3,600,240 円

### 4 その他

#### (1) 定員外児童に係る保育所運営費

12%区分と仮定 (単位: 人, 円)

区分	児童数	基本分 (人件費分)	民改費 (人件費分)	月額	年額
0歳児	1	151,673	16,390	168,063	2,016,756
1,2歳児	4	89,325	9,640	395,860	4,750,320
3歳児	1	45,679	4,920	50,599	607,188
4,5歳児	2	39,453	4,250	87,406	1,048,872
合計	8			701,928	8,423,136

#### (2) 定員弾力化対策費

[通常保育]

(単位: 人, 円)

区分	児童数	単価	月額	年額
0歳児	0	—	0	0
1歳児	0	6,670	0	0
2歳児	0	—	0	0
3歳児	1	3,330	3,330	39,960
4歳児	1	3,330	3,330	39,960
5歳児	1	1,330	1,330	15,960
合計	3			95,880

[特例保育]

(単位: 人, 円)

区分	児童数	単価	月額	年額
0歳児	1	20,830	20,830	249,960
1歳児	3	12,500	37,500	450,000
2歳児	1	10,420	10,420	125,040
3歳児	0	4,170	0	0
4歳児	0	3,130	0	0
5歳児	0	2,500	0	0
合計	5			825,000

合計	920,880	(年額)
----	---------	------

(3) 延長保育

(ア) 11時間超開所経費 … 903,840 円  
(イ) 基本分経費 … 2,600,000 円 (20人以上29人以下)  
(ウ) 利用料 … 840,000 円 (28人×2,500円×12月)

計 4,343,840 円  
人件費相当 3,605,387 円

(4,343,840円×0.83 (H20 保育単価上人件費比率))

(4) 障害児統合保育対策費

(ア) 常勤読み替え分 1人

※公営保育所と民営保育園では加配区分が異なるため

0.6人相当児童を3:1

0.2人相当児童を5:1と仮定して算定。

※0.2人相当児童5人で保育士1名

と読みかえ、常勤計1人分

残り単価加配分(3:1)1人

※常勤読み替え … 3:1児童3人や5:1児童5人となった場合、加配単価ではなく、プール制格付職員相当額で算定する

(イ) 単価加配分

3:1 … 1人 月額73,590円 年額883,080円

合計883,080円

(5) 主任保育士専任化加算

12%区分と仮定 (単位:人,円)

区分	児童数	基本分	民改費	月額	年額
0歳児	6	4,120	490	27,660	331,920
1,2歳児	21	4,120	490	96,810	1,161,720
3歳児	14	4,120	490	64,540	774,480
4,5歳児	27	4,120	490	124,470	1,493,640
合計	68			313,480	3,761,760

(6) 事務職員雇上費加算

12%区分と仮定 (単位:人,円)

区分	児童数	基本分	民改費	月額	年額
0歳児	6	760	90	5,100	61,200
1,2歳児	21	760	90	17,850	214,200
3歳児	14	760	90	11,900	142,800
4,5歳児	27	760	90	22,950	275,400
合計	68			57,800	693,600

## 公営保育所の算定例②

### 1 保育士数

#### (1) 基準数

区分	配置基準	児童数(人)	定数(人)
0歳児	3:1	8	2.6
1歳児	5:1	16	3.2
2歳児	6:1	18	3.0
3歳児	15:1	20	1.3
4歳児	20:1	24	1.2
5歳児	25:1	22	0.8
		108	12.1

8.8 (乳児分)

3.3 (幼児分)

※小数点第2位以下切り捨て

#### (2) 特例保育加算

$8.8 \text{人} \times 2\text{h}/8\text{h} \times 33 \text{人 (特例保育対象児童数)} / 42 \text{人 (入所児童数)} = 1.7 \text{人}$

$3.3 \text{人} \times 2\text{h}/8\text{h} \times 55 \text{人 ( " )} / 66 \text{人 ( " )} = 0.6 \text{人}$

計 2.3人

※小数点第2位以下切り捨て

#### (3) 延長保育加配

$12.1 \text{人} \times 1.5\text{h}/8\text{h} \times 50 \text{人 (延長保育対象者数)} / 108 \text{人 (入所児童数)} \times 1/2 = 0.5 \text{人}$

※小数点第2位以下切り捨て

#### (4) 休暇加配

$[12.1 \text{人 (基本)} + 2.3 \text{人 (特例)} + 0.5 \text{人 (延長)}] \times 0.082 = 1.2 \text{人}$

※小数点第2位以下切り捨て

#### (5) 休憩加配

$[12.1 \text{人 (基本)} + 2.3 \text{人 (特例)} + 0.5 \text{人 (延長)}] > 11 \text{人} \cdots 2.0 \text{人}$

#### (6) 障害児加配

1.3人相当分  $\times 1 \text{人} = 1.3 \text{人}$

0.8人相当分  $\times 1 \text{人} = 0.8 \text{人}$

0.6人相当分  $\times 1 \text{人} = 0.6 \text{人}$

0.2人相当分  $\times 1 \text{人} = 0.2 \text{人}$  計 2.9人

※1.3人相当は特例保育対象者

#### (7) 主任保育士専任化加算 1.0人

(1) ~ (7) の合計  $\cdots 22.0 \text{人} \rightarrow$  保育士定数 22人

※四捨五入

## 2 調理員数

### (1) 基本配置

区分	児童数 (人)	定数 (人)
40 人まで 40:1	40	1.0
40 人を超える場合 55:1	68	1.2
計	108	2.2

※小数点第2位以下切り捨て

### (2) 0歳児加配

- ・乳幼併設園 … 0.5 人
- ・0歳児に対し 40:1 … 8人/40=0.2人 計 0.7人

※小数点第2位以下切り捨て

### (3) 延長保育加配 … 0.1 人

### (4) 休暇加配

[2.2 人 (基本) + 0.7 人 (0歳児) + 0.1 人 (延長)] × 0.082 = 0.2 人

※小数点第2位以下切り捨て

(1) ~ (4) の合計 … 3.2 人 → **調理員定数** 3 人

※四捨五入 ※上限 3 人

## プール制配置基準等の算定例②

### 1 保育士数

#### (1) 在籍年齢基準数

区 分	配置基準	児童数 (人)	定数 (人)
0 歳児	3:1	5	1.67
1 歳児	5:1	12	2.40
2 歳児	6:1	16	2.67
3 歳児	15:1	15	1.00
4 歳児	20:1	23	1.15
5 歳児	25:1	19	0.76
		90	9.65

※小数点第3位四捨五入

#### (2) 休憩保育士対策数 … 2人

#### (3) 特例保育対策基準数

区 分	配置基準	児童数 (人)	定数 (人)
0 歳児	3:1	4	1.33
1 歳児	5:1	11	2.20
2 歳児	6:1	11	1.83
3 歳児	15:1	15	1.00
4 歳児	20:1	17	0.85
5 歳児	25:1	16	0.64
		74	7.85

×0.3=2.36

※小数点第3位四捨五入

(1) ~ (3) の合計 = 14.01人

よって 保育士定数 13人 (保育士端数 …0.01)

フリー経費定数 1人 (フリー経費端数…0.00※端数換算なし)

### 2 調理員数

(1) 共通基準数 … 2人 (60人定員以上2人)

(2) 加配基準数 … 0人 (90人定員以下の場合0歳児6人以上)

計 2人

### 3 運営改善費等金額換算相当部分

#### (1) 運営改善費

- (ア) 労働条件改善費 … 2,484,000 円 (職員定数+フリー経費定数 15 人~19 人)  
 (イ) 運営条件改善費 … 900,000 円 (定員 90 人)  
 (ウ) 給食業務改善費 … 1,440,000 円 (0 歳児在園, 調理加配なし)  
 計 4,824,000 円

#### (2) 端数換算相当額

0.01 (保育士端数) × 130,200 円 × 12 月 = 15,612 円

(1), (2) の合計 = 4,839,612 円

### 4 その他

#### (1) 定員外児童に係る保育所運営費

12%区分と仮定 (単位: 人, 円)

区分	児童数	基本分 (人件費分)	民改費 (人件費分)	月額	年額
0歳児	3	142,674	15,430	474,312	5,691,744
1,2歳児	6	80,326	8,680	534,036	6,408,432
3歳児	5	36,680	3,960	203,200	2,438,400
4,5歳児	4	30,454	3,290	134,976	1,619,712
合計	18			1,346,524	16,158,288

#### (2) 定員弾力化対策費

[通常保育] (単位: 人, 円)

区分	児童数	単価	月額	年額
0歳児	3	—	0	0
1歳児	4	6,670	26,680	320,160
2歳児	2	—	0	0
3歳児	5	3,330	16,650	199,800
4歳児	1	3,330	3,330	39,960
5歳児	3	1,330	3,990	47,880
合計	18			607,800

[特例保育] (単位: 人, 円)

区分	児童数	単価	月額	年額
0歳児	3	20,830	62,490	749,880
1歳児	3	12,500	37,500	450,000
2歳児	1	10,420	10,420	125,040
3歳児	5	4,170	20,850	250,200
4歳児	1	3,130	3,130	37,560
5歳児	1	2,500	2,500	30,000
合計	14			1,642,680

合計 2,250,480 (年額)

(3) 延長保育

(ア) 11時間超開所経費	…	903,840円
(イ) 基本分経費	…	2,900,000円 (50人以上)
(ウ) 利用料	…	1,500,000円 (50人×2,500円×12月)
計		5,303,840円
人件費相当		4,402,187円
		(5,303,840円×0.83 (H20保育単価上人件費比率))

(4) 障害児統合保育対策費

(ア) 常勤読み替え分 2人

※公営保育所と民営保育園では加配区分が異なるため

- 1.3人相当児童を1:1
- 0.8人相当児童を1:1
- 0.6人相当児童を3:1
- 0.2人相当児童を5:1と仮定して算定。

※1:1加配は平成21年度からの導入であるが、比較のために適用している。

※1.3人相当児童1人、0.8人相当児童1人で保育士2名

と読みかえ、常勤計2人分

残り単価加配分 (3:1) 1人, (5:1) 1人

※常勤読み替え … 3:1児童3人や5:1児童5人となった場合、加配単価ではなく、プール制格付職員相当額で算定する

(イ) 単価加配分

3:1	…	1人	月額73,590円	年額883,080円
5:1	…	1人	月額40,000円	年額480,000円
			合計	1,363,080円

(5) 主任保育士専任化加算

12%区分と仮定 (単位:人,円)

区分	児童数	基本分	民改費	月額	年額
0歳児	8	2,750	330	24,640	295,680
1,2歳児	34	2,750	330	104,720	1,256,640
3歳児	20	2,750	330	61,600	739,200
4,5歳児	46	2,750	330	141,680	1,700,160
合計	108			332,640	3,991,680

(6) 事務職員雇上費加算

12%区分と仮定 (単位:人,円)

区分	児童数	基本分	民改費	月額	年額
0歳児	8	510	60	4,560	54,720
1,2歳児	34	510	60	19,380	232,560
3歳児	20	510	60	11,400	136,800
4,5歳児	46	510	60	26,220	314,640
合計	108			61,560	738,720

**公営保育所の算定例③**

**1 保育士数**

(1) 基準数

区分	配置基準	児童数 (人)	定数 (人)
0 歳児	3:1	17	5.6
1 歳児	5:1	10	2.0
2 歳児	6:1	14	2.3
3 歳児	15:1	25	1.6
4 歳児	20:1	20	1.0
5 歳児	25:1	17	0.6
		103	13.1

9.9 (乳児分)

3.2 (幼児分)

※小数点第2位以下切り捨て

(2) 特例保育加算

$$9.9 \text{ 人} \times 2\text{h}/8\text{h} \times 12 \text{ 人 (特例保育対象児童数)} / 41 \text{ 人 (入所児童数)} = 0.7 \text{ 人}$$

$$3.2 \text{ 人} \times 2\text{h}/8\text{h} \times 22 \text{ 人 ( " )} / 62 \text{ 人 ( " )} = 0.2 \text{ 人}$$

計 0.9 人

※小数点第2位以下切り捨て

(3) 延長保育加配

なし

(4) 休暇加配

$$[13.1 \text{ 人 (基本)} + 0.9 \text{ 人 (特例)} + 0.0 \text{ 人 (延長)}] \times 0.082 = 1.1 \text{ 人}$$

※小数点第2位以下切り捨て

(5) 休憩加配

$$[13.1 \text{ 人 (基本)} + 0.9 \text{ 人 (特例)} + 0.0 \text{ 人 (延長)}] > 11 \text{ 人} \cdots 2.0 \text{ 人}$$

(6) 障害児加配

$$1.0 \text{ 人相当分} \times 1 \text{ 人} = 1.0 \text{ 人}$$

$$0.9 \text{ 人相当分} \times 1 \text{ 人} = 0.9 \text{ 人}$$

$$0.4 \text{ 人相当分} \times 2 \text{ 人} = 0.8 \text{ 人}$$

$$0.2 \text{ 人相当分} \times 1 \text{ 人} = 0.2 \text{ 人} \quad \text{計} \quad 2.9 \text{ 人}$$

※0.9人相当は特例保育対象者

(7) 主任保育士専任化加算  なし

(1) ~ (7) の合計 … 20.0 人    →    **保育士定数**  20 人

※四捨五入

## 2 調理員数

### (1) 基本配置

区分	児童数 (人)	定数 (人)
40 人まで 40:1	40	1.0
40 人を超える場合 55:1	63	1.1
計	103	2.1

※小数点第2位以下切り捨て

### (2) 0歳児加配

- ・乳幼併設園 … 0.5 人
- ・0歳児に対し 40:1 … 17 人/40=0.4 人 計 0.9 人

※小数点第2位以下切り捨て

### (3) 延長保育加配 … なし

### (4) 休暇加配

[2.1 人 (基本) + 0.9 人 (0歳児) + 0.0 人 (延長)] × 0.082 = 0.2 人

※小数点第2位以下切り捨て

(1) ~ (4) の合計 … 3.2 人 → **調理員定数** 3 人

※四捨五入 ※上限3人

**プール制配置基準等の算定例③**

**1 保育士数**

(1) 在籍年齢基準数

区 分	配置基準	児童数 (人)	定数 (人)
0 歳児	3:1	17	5.67
1 歳児	5:1	10	2.00
2 歳児	6:1	14	2.33
3 歳児	15:1	25	1.67
4 歳児	20:1	20	1.00
5 歳児	25:1	17	0.68
		103	13.35

※小数点第3位四捨五入

(2) 休憩保育士対策数 … 2人

(3) 特例保育対策基準数

区 分	配置基準	児童数 (人)	定数 (人)
0 歳児	3:1	6	2.00
1 歳児	5:1	2	0.40
2 歳児	6:1	4	0.67
3 歳児	15:1	5	0.33
4 歳児	20:1	9	0.45
5 歳児	25:1	8	0.32
		34	4.17

×0.3=1.25

※小数点第3位四捨五入

(1) ~ (3) の合計 = 16.60人

よって 保育士定数 14人 (保育士端数 …0.6)

フリー経費定数 2人 (フリー経費端数…0.6)

**2 調理員数**

(1) 共通基準数 … 2人 (60人定員以上2人)

(2) 加配基準数 … 1人 (91~120人定員の場合0歳児5人以上)

計 3人

### 3 運営改善費等金額換算相当部分

#### (1) 運営改善費

(ア) 労働条件改善費	…	2,484,000 円	(職員定数+フリー経費定数 15 人~19 人)
(イ) 運営条件改善費	…	1,200,000 円	(定員 120 人)
(ウ) 給食業務改善費	…	0 円	(調理加配あり)
計		3,684,000 円	

#### (2) 端数換算相当額

0.6 (保育士端数)	×130,200 円×12 月=	937,440 円
{1-0.6 (フリー経費端数)}	×201,840 円×12 月=	968,832 円

(1), (2) の合計 = 5,590,272 円

### 4 その他

#### (1) 障害児統合保育対策費

##### (ア) 常勤読み替え分 2 人

※公営保育所と民営保育園では加配区分が異なるため

1.0 人相当児童を 1:1

0.9 人相当児童を 1:1

0.4 人相当児童を 3:1

0.2 人相当児童を 5:1 と仮定して算定。

※1:1 加配は平成 21 年度からの導入であるが、比較のために適用している。

※1.0 人相当児童 1 人, 0.9 人相当児童 1 人で保育士 2 名

と読みかえ, 常勤計 2 人分

残り単価加配分 (3:1) 2 人, (5:1) 1 人

※常勤読み替え … 3:1 児童 3 人や 5:1 児童 5 人となった場合, 加配単価ではなく, プール制格付職員相当額で算定する

##### (イ) 単価加配分

3:1	…	2 人	月額 147,180 円	年額 1,766,160 円
5:1	…	1 人	月額 40,000 円	年額 480,000 円
			合計	2,246,160 円

#### (2) 事務職員雇上費加算

12%区分と仮定 (単位: 人, 円)

区分	児童数	基本分	民改費	月額	年額
0歳児	17	380	40	7,140	85,680
1,2歳児	24	380	40	10,080	120,960
3歳児	25	380	40	10,500	126,000
4,5歳児	37	380	40	15,540	186,480
合計	103			43,260	519,120



## 公営保育所職員に係る諸手当一覧

区分	対象者等	単価等	(参考) 民間保育園に対する 保育単価試算表上単価 〔平成21年度〕
地域手当 (注1)	(給料+扶養手当+管理職手当月例分)の 100分の10		(本俸+特殊業務手当+ 扶養手当)×0.10
扶養手当 (注1)  【公営】 受給率 33%	① 配偶者	月額13,900円	月額1,392円
	② その他の扶養親族	月額6,400円	
	③ ②のうち、扶養親族でない配偶者がある 場合は、その他の扶養親族(1人のみ)	月額6,900円	
	④ ②のうち、配偶者がいない場合は、その他 の扶養親族(1人のみ)	月額11,600円	
	⑤ 満16歳の年度初めから満22歳の年度 末の間にある子	1人につき、 月額5,000円	
通勤手当 (注1)		最高 月額55,000円	月額2,232円 ※別途、本市単費援護費 あり。(ほぼ、本市に準ずる。)
住居手当 (注1)  【公営】 受給率 59%	① 扶養親族を有する者	月額11,500円	月額1,478円
	扶養親族を有しない者のうち ② ・持ち家の所有名義人となっている職員 ・借家の名義人で家賃を支払っている職員		
	上記以外	月額10,500円	
社会福祉 業務手当	入所者の保育業務に従事したとき	日額130円	なし
変則勤務 手当	正規の勤務として午前7時30分から午 前8時30分まで又は午後5時から午後6 時まで勤務したとき	1回150円	なし
退職手当 (注2)	公営保育所職員に係る平均退職手当額 (平成20年度) 【退職者平均勤続年数 約30.8年】	22,992,735円	

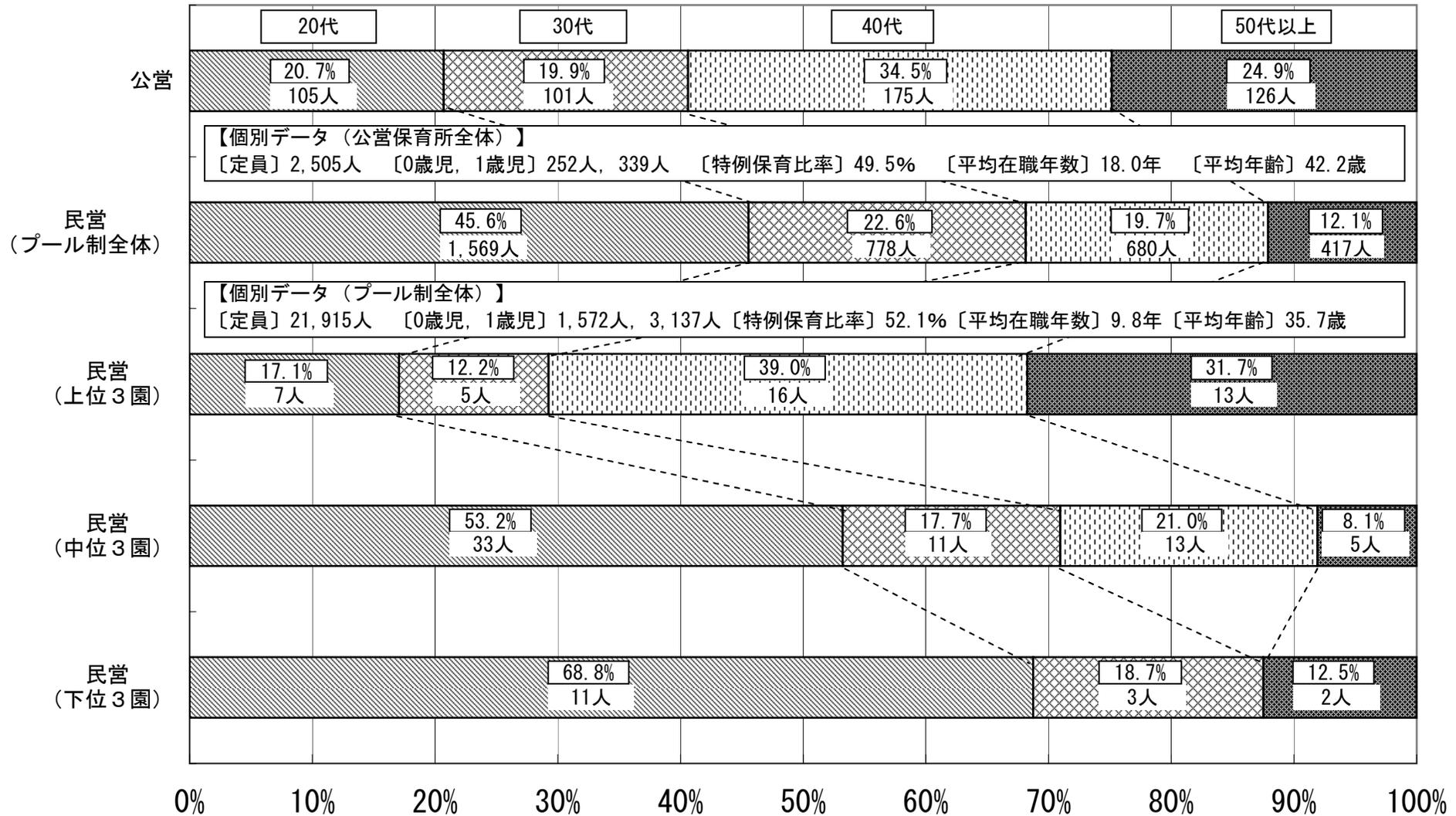
注1) 民間保育園においては、保育所運営費(保育単価)の中に含まれており、職員に対する支給基準は、各施設の給与規程等において具体化されるものである。また、通勤手当については、保育所運営費に加え本市単費援護費(通勤手当助成費)として別途助成を行っている。

注2) 民間保育園においては、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び京都府民間社会福祉施設職員共済会の退職給付金制度がある。

注3) この他、時間外勤務手当や管理職手当がある。



# 年代別職員割合



資料 4

※民間 (上位・中位・下位3園) は、プール制認定職員数当たりプール制配分金 (H20) による区分である  
 ※人員数の民間 (プール制全体) 及び公営は平成21年3月現在、民間 (上位・中位・下位3園) は平成21年4月現在  
 ※年齢は平成20年4月1日現在  
 ※民間は施設長除くプール制格付職員数、公営は所長、再任用職員を除く正規職員数  
 ※民間 (上位・中位・下位3園) は、指導監査に係る「民間保育園事前点検表 (園作成)」から作成



京都市保育士会へ行政区保育士会および会員より意見があげられましたので  
今回提出させていただきます。

## 1. 行政区保育士会より

- ・ 保育をとりまく、環境の変化にともなって、子育て支援も、園内外ともに、難しさを増す中で、区内の保育士会として、集団的な、研修も積極的に行う努力をしています。  
それが、成しえているのは、プール制の下での、配置基準、職員処遇に守られているからだと思います。  
プール制が、なんらかの形で改変してしまうことで、保障されてきた、研修等も、計画すら、出来なくなる  
ことになりかねません。また、職員のよりよい保育をめざす意欲をもなくしかねないと思います。
- ・ 京都の保育を考えるのであれば、民間も公立も関係なく、未来を担う、子どもたちが、どのように育って  
いてほしいのか、しっかり土台としてもち、プール制の検討もしてほしいと思います。データだけの評価  
でははかりしれない努力が、保育を担うものには、たくさんあることを現場の声として聞いてください。
- ・ きちんとした、雇用の制度で、京都の保育の質は、守られているわけですから、プール制の見直しによって、  
今の水準が保てるのでしょうか。保てないようであれば、京都の保育の評価も下がることは、まちがいあり  
ません。
- ・ プール制を堅持してください  
今の子どもたちの処遇と、今の職員の処遇を堅持してください
- ・ プール制余剰金7億円を、残してください

## 2. 会員個人より

### 保育の現状から

- ・ 保育園に求められること（長時間保育・子育て支援等）が多すぎる
- ・ 今保育の現場では、ひとりひとりの発達や育ちにあった対応が求められています。保育園での生活や遊びの中で、その子が自分らしくいられるように対応しています。
- ・ 食事面でもアレルギー除去食をつくって提供していますが、誤食してアレルギー症状を絶対おこさないための調理現場やクラスの緊張は相当大きなものです。
- ・ 子育て支援も大きな課題となっており、支援の有り様も様々です。悩みをもった保護者のカウンセリングも多く、発達相談に応じたり、日々の保育もていねいに伝えることが求められています。
- ・ 地域に対しては、地域新聞の発行、赤ちゃん会、行事などに取り組んでいます。毎回ぎりぎりの人の配置の中で、時間と体制を生み出しているといった状況です
- ・ 保護者支援が指針にも加わっているが、若い保育士では実際は難しい

### プール制と京都市の保育

- ・ プール制見直しで良い方に改善されるのは良いこと（チャンス）。十分な話しあいを
- ・ 京都の保育の歴史、相互扶助を維持したい
- ・ 公立の園と配置基準を比べてほしい
- ・ 4月実施は難しいのでは
- ・ 産休明け、乳児保育、アレルギー除去食の導入、延長保育など今では当たり前の保育事業を、京都の民間保育園は公立に先駆けて行ってきた。特にほとんどが私立保育園で占められている京都市はその事実を再度認識してほしい。プール制からおりてくるお金が多い園はそれだけ頑張ってきた園である。単純な数字のみ羅列して天地を比べるような安易な判断はやめてほしい
- ・ 公私間格差もゼロにはなっていないし、特に工夫工夫といわれている人件費のことなどは差を感じる
- ・ 「保育はひと」と言われます。低い国基準の中、職員配置基準による人の配置によって、京都の保育はこれまで水準を守って保護者や職員の願いに答えてきたのではないのでしょうか
- ・ また経験豊かな職員もいて新しい職員も迎えてのなかで、保育理論や実践を学びあい、職員みんなが共有していくことで保育の厚みも増し質も向上している、このことも大事なこととして背景にあると思います。
- ・ 京都市の保育は「子どもの最善の利益を守る」この崇高な理念を掲げすすめられていると思います。こどもたちが毎日楽しく過ごし、保護者が安心して預けられ、職員がより豊かな保育をめざせる保育園にしていきたいためにもプール制を堅持して今の保育水準を下げないようにしていただきたいと思います。

### その他

- ・ 自分自身の将来が不安になる
- ・ 女性中心の職場という理由なのか安い基本給で働いてきている。更に男性保育士が増えてきている現状は将来に不安をもつ職員が多い